

# 令和6年度奥大和インスタグラム運用業務委託 仕様書

## 1. 業務名

令和6年度奥大和インスタグラム運用業務委託

## 2. 事業目的

奈良県では、奈良県の南部・東部に位置する地域を「奥大和」(別紙1)とブランディングし、観光振興や移住・定住の促進に取り組んでいるところである。

本業務では、奥大和の豊かな自然を活かしたアクティビティや絶景スポット、グルメ情報などを、Instagramを通して発信することで、これまで奥大和を訪れたことがない若年層の興味関心を惹き、奥大和への観光機運のきっかけづくりを行うことを目的とする。

<事業エリア>

奈良県南部・東部の19市町村(別紙1)

<ターゲット>

主に、20~30代のSNSを日常的に閲覧し、旅行、アウトドア、グルメへの関心が高く、アクティブに行動する層

## 3. 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

## 4. 業務内容

### (1) インスタグラムアカウントの開設・運用管理

- ・ 奥大和の観光資源等に関する情報収集を行い、ターゲット層の興味関心を惹くようなコンセプトや構成を提案すること。
- ・ 奥大和の情報を発信するInstagramのアカウントを開設、運用管理を行うこと。
- ・ コンセプトに沿って、アカウント名、アイコン、プロフィールなどを提案すること。

### (2) 動画の企画、制作、投稿

- ・ Instagramに投稿する動画の再生回数増やフォロワーの獲得について目

標を設定し、魅力的な動画内容の企画、取材する題材や動画の構成、投稿案、投稿頻度等の目標達成に資する取り組みを提案すること。

- ・ 動画は8本以上制作するものとし、制作した動画はInstagramへ投稿すること。
- ・ 制作した動画を編集するなどし、画像でもInstagramへ投稿すること。
- ・ 企画・制作にかかる人員（クリエイター）を複数名確保すること。
- ・ 動画等の制作・公開時期については、委託契約期間中において、季節感等を含め、より効果的に奥大和の魅力を発信出来るタイミングを提案すること。
- ・ 公開にあたっては、投稿が検索にかかりやすいよう工夫すること。
- ・ 投稿毎に、リーチ数、インプレッション数、クリック数（率）、シェア、いいね数、コメント数、保存数、内容等の結果を集約し検証・分析を行い、次の投稿の参考とすること。
- ・ Instagramの利用規約を遵守し動画公開すること。
- ・ 公開にあたっては、委託者の内容確認及び承認を受けること。
- ・ 受託者は修正可能な段階で、素材等の確認を行い、修正を求められた場合は、受託者の責任により修正すること。また、修正に要した費用は受託者が負担すること。
- ・ 撮影に係る取材費等は本事業費に含めること。

### **(3) 広告配信**

- ・ Instagramにおいて、制作した動画を活用し、奥大和の認知度向上及び誘客促進に繋がるような広告を実施すること。
- ・ 企画提案において数値目標（クリック数、インプレッション数等）を設定し、効果的な広告方法、広告時期、広告動画数を提案すること。
- ・ 実施した広告毎に、リーチ数、インプレッション数、クリック数（率）、シェア、いいね数、コメント数、保存数、内容等の結果を集約し検証・分析を行うこと。
- ・ 広告の掲出費等は本事業費に含めること。

### **(4) 成果物の納品**

- ・ 委託業務において制作した動画については、その全てを、USBもしくはそれに準ずるものにより、委託者に成果品として提出すること。また、動画制作の過程で撮影した動画についても、委託者の指定するものについては同様に提出すること。

## **(5) 業務実施報告書の作成**

- ・ 各業務の実施概要、記録写真、投稿内容、検証・分析結果等について取りまとめ、報告書を作成すること。
- ・ 報告書については、外部への説明等に活用するため、原則 Microsoft Office を使用し、編集可能な形で提出すること。
- ・ 報告書の作成にあたっては、権利関係の処理は受託者の責任において行うこと。

## **5. 執行体制**

受託者は、主担当者、副担当者を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、委託者からの問い合わせについて常に対応可能な体制を取ること。

## **6. 留意事項**

### **(1) 一括再委託の禁止**

- ① 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ本委託者に申請の上、承認を得なければならない。
- ③ 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

### **(2) 著作権等**

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。なお、疑義が生じた場合はその都度協議の上決定する。

- ① 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含む。）を全て委託者に無償で譲渡するものとする。
- ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 本件受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18

条及び第19条を行使することができないものとする。

- ④ 受託者は、委託者の書面による事前の承認を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。
- ⑤ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

### (3) その他

- ① 運営にあたり必要となる外部との連絡、調整、問い合わせ等に対応することとし、問い合わせ先については、受託者とする。
- ② 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うこと。
- ③ 本業務の遂行にあたり、撮影や掲載許可、会場使用、食品衛生法に基づく申請などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続等を行うこと。なお、申請手続にあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について委託者と十分事前協議を行うこととする。
- ④ いわゆる「炎上」が発生した場合は、直ちに委託者に報告し、適切な対処をすること。
- ⑤ 本業務を円滑に遂行するため、定期的に委託者と打ち合わせを実施し、本業務の進捗状況を適宜委託者に報告する等、委託者との連絡調整を十分に図ること。また、委託者との打ち合わせの際には、その内容を議事録に記録し、打ち合わせ終了後速やかに委託者に提出すること。
- ⑥ 受託者の瑕疵担保責任期間は契約満了日から1年とし、成果物に不都合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- ⑦ 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- ⑧ 受託者は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）に基づき、別紙2を遵守すること。
- ⑨ 本業務を遂行するにあたり、個人情報扱う際には、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ⑩ 本業務を遂行するにあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙4「情報セキュリティにかかる特記事項」について留意すること。
- ⑪ 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ⑫ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ対処するものとする。

## 奥大和地域（奈良県南部・東部 19 市町村）



南部地域 五條市、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）、御所市、高市郡（高取町、明日香村）

東部地域 宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

## (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

## (特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

## (漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。  
2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「委託者」を、「乙」は「受託者」をいう。

## 情報セキュリティに係る特記事項

業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

## 記

(情報へのアクセス範囲等)

第1 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第2 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第3 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第4 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第5 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第6 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第7 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第8 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第9 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第10 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第11 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること